

令和6年12月

定例農業委員会総会 議事録

令和6年12月10日（火）

宗像市農業委員会

令和6年12月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和6年12月10日				
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和6年12月10日 午後3時30分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和6年12月10日 午後4時30分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席22人 欠席2人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	山口 義嗣	○	13	梶谷 泰臣	○
2	薄 幸一	○	14	寺尾 悦治	○
3	山田 堅	○	15	石松 健一郎	○
4	田中 清和	×	16	黒石 克巳	○
5	村山 和弘	×	17	原田 義久	○
6	中山 博之	○	18	栗野 通孝	○
7	吉田 直行	○	19	深田 誠	○
8	福嶋 仁士	○	20	田中 康雄	○
9	岩佐 政子	○	21	白木 晋平	○
10	松井 徳一郎	○	22	中村 和嘉	○
11	山下 隆広	○	23	吉永 和義	○
12	吉武 順子	○	24	佐藤 裕治	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 大楠企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	11番	山下 隆広		12番	吉武 順子

令和6年12月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
	受付NO1 承認
	受付NO2 承認
	受付NO3 承認
	受付NO4 承認
	受付NO5 承認
	受付NO6 承認
	受付NO7 承認
第2号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
	受付NO1 承認
	受付NO2 承認
第3号議案	あっせんの申出について
	受付NO1 承認
	受付NO2 承認
第4号議案	宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について
	受付NO1 承認
	受付NO2 承認
第5号議案	宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について
	承認

報告事項

第1号	農地法第5条の規定による届出について
第2号	宗像市地域別農地賃借料情報の提供について

○議長

令和6年12月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は22名です。

よって、令和6年12月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。7件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○佐藤委員

説明します。譲受人の●●さんは、第2号議案でできますが、●●さんの農地を購入して農家住宅を建てる計画です。その残地の畑を3条申請で購入となっています。購入後は野菜の栽培となっており、ここは野菜の栽培には適していると思います。以上です。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

●●さんから●●さんへ農地を買ってくれないかと相談があり、お互いの考えがまとまったため、今回の申請となっています。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。担当地区の説明をいたします。

○委員

以前、●●の農地を購入、嵩上げの申請もあった●●ですが、今度はすぐ近くの農地を購入し、ブドウを栽培したいということで話がまとまっています。

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3については、許可することに決定いたします。

○山口議長

つづきまして、受付NO4について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO 4の説明がありました。担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲渡人の●●さんは、農地を子供に相続すると重荷になりことなどから、近所の譲受人の●●さん相談したところ、話がまとまったということです。●●さんは●●を中心に大規模に農業経営をされており、特に問題ないと考えています。以上です。

○議長

ただいま、受付NO 4の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようでございますので、採決を行います。第1号議案、受付NO 4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO 4については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO 5について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO 5について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO 5の説明がありました。担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲渡人の●●さんが、譲受人の●●さんから売買の相談を受け、今回、3条許可申請となっています。

○議長

ただいま、受付NO 5の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようでございますので、採決を行います。第1号議案、受付NO 5について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO 5については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO 6について、事務局から議案説明と譲受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO6について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO6の議案説明と譲受人、譲渡人について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO6について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO6については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO7について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO7について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO7の説明がありました。担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲渡人の●●さんが農地の耕作・管理が難しくなってきたため、処分を考えていました。譲受人の●●から売買の相談があり、話が成立しました。以上です。

○議長

ただいま、受付NO7の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO7について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO7については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。受付NO1については、事務局から説明を続けて受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の議案説明がありました。次に、担当地区委員から譲

受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○委員

第1号議案でも説明しましたが、農家住宅を建てる計画です。周辺への影響もなく、問題ないと思います。以上です。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

本日、現地を確認してきました。転用の面積は適切と考えます。また、排水関係でも既設の側溝へ排水されますので、問題ないと思います。報告は以上です。

○議長

ただいま、事務局から受付NO1についての議案説明、担当地区委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○山口議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

申請地はもともと耕作はされておらず、管理のみされていきました。今回、資材置場にしたいということで申請があがっています。建築現場使用される足場資材が置かれるということです。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

敷地はバラス敷きで整地され、雨水も側溝へ排水されますので、周辺への影響等は問題ないと考えています。報告は以上です。

○議長

ただいま、事務局から受付NO2についての議案説明、地区担当委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第２号議案、受付ＮＯ２について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ２について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第３号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。２件の案件が申請されています。受付ＮＯ１と受付ＮＯ２について一括して事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第３号議案の受付ＮＯ１と受付ＮＯ２について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１と受付ＮＯ２の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第３号議案、受付ＮＯ１と受付ＮＯ２のあっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付ＮＯ１と受付ＮＯ２のあっせん委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長

次に、第４号議案「宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。２件の案件が申請されています。受付ＮＯ１と受付ＮＯ２について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第４号議案の受付ＮＯ１と受付ＮＯ２について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付ＮＯ１と受付ＮＯ２について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第４号議案、受付ＮＯ１及び受付ＮＯ２について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１及び受付ＮＯ２について、所有権の移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和6年度宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第5号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から第5号議案の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5議案を承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第5号議案は承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項第2号「宗像市地域別農地賃借料情報の提供について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第1号及び報告事項第2号について、資料により報告）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和6年12月定例委員総会は閉会いたします。